

平成27年4月より

自動車検査場への持込検査が必要となる車両の新規検査等の申請の際には、OCR第2号様式の提出または記載を省略することが可能となります。

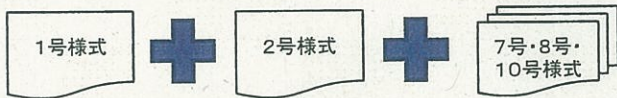
対象となる申請

- ・ 新規検査
- ・ 予備検査
- ・ 構造等変更検査※

※構造等変更検査の場合、OCR第2号様式を用いて申請することになるため、提出を省略することはできません。ただし、記載省略項目（下図参照）については、記載を省略することができます。

現在

- 新規検査、予備検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



- 構造等変更検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



平成27年4月より

- 新規検査、予備検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



- 構造等変更検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



構造等変更検査時にOCR第2号様式の記載が省略できる箇所

OCRシート  
第2号様式イメージ

近接排気騒音  
規制値欄

改造自動車欄

凡例: 記載省略項目

諸元欄

NOx排出量・  
PM排出量欄

その他検査事  
項等コード欄

【ご注意ください】

- OCR第7号・8号・10号の各様式については、提出または記載を省略することはできませんので、これまでどおり提出をお願いいたします。
- システム障害があった場合は、これまでどおりOCR第2号様式に必要事項を記載の上、提出をお願いいたします。